

平成24年6月7日
運輸審議会審理室

運輸審議会発表案件

長電バス株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業
の上限運賃変更認可申請事案に関する国土交通省設置
法第15条第3項の規定に該当する事案としての認定
について

事案の種類	申請者
一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案	長電バス株式会社

長電バス株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案について、運輸審議会一般規則第12条の規定に基づき、運輸審議会は所管局から事案の概要、収支の見通し、地元の動向等について幅広く説明を聴取し検討を行いました。

その結果、当該一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更には道路運送法上問題となる点は認められないこと、利害関係人の異議申し立てがなされ又は予想されるような案件ではないことが確認されました。

これにより、本日、国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案と認定しましたので、お知らせします。

なお、運輸審議会での審議概要についてはHPで公表しております。

[連絡先]

運輸審議会審理室 杉山、中山、本間
(代表) 03 (5253) 8111 (内線) 53515
(直通) 03 (5253) 8810

[運賃変更認可申請の概要に関する連絡先]

自動車局旅客課 高橋、山浦
(代表) 03 (5253) 8111 (内線) 41234
(直通) 03 (5253) 8571